○農林水産省令第十二号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六十条第一項及び第百七十六条第一項の規定に基づき、並びに同法第百三十五条の規定を実施するため、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

農林水産大臣　野上浩太郎

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（引受方式） **第八十七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の規定により全相殺方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。 一　類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）により適正に確認できる者 二　類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、その者の青色申告書（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号に規定する青色申告書、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十七号に規定する青色申告書又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者 三　類区分ごとに、その者が耕作する水稲に係る収穫量が、所得税法第百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（本号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第百三十四条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十条の規定により農作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。） ４・５　（略） （共済掛金区分） **第百五十七条**　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。 一～七　（略） 八　特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別 九　（略）	（引受方式） **第八十七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の規定により全相殺方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）又はその者の青色申告書（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号に規定する青色申告書、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十七号に規定する青色申告書又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者に限るものとする。 ４・５　（略） （共済掛金区分） **第百五十七条**　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。 一～七　（略） 八　特定園芸施設の骨格の主要部分に係るパイプの強度の別 九　（略）